

平成 27 年度第 1 回磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議（議事録）

と き 平成 27 年 10 月 28 日（火）

午後 1 時 30 分から

ところ i プラザ 2 階 健康づくり室

1 開 会

【課 長】

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、会議をはじめます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成 27 年度第 1 回磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開会いたします。

2 委嘱状交付

【課長】

会議に先立ちまして、各団体からの推薦等により委員に選出されました皆様への委嘱をさせていただきます。

なお、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱に基づき委員の任期は 2 年となりますので、よろしく願いいたします。

ここで、この会議の目的や役割につきまして簡単にお話しさせていただきます。

目的は、平成 18 年 4 月 1 日に施行された高齢者虐待防止法第 5 条に基づき、「高齢者虐待の早期発見と早期対応」と「虐待の発生予防」でございます。

役割は、同法第 16 条に基づき、「関係機関及び民間団体相互の連携強化を図ること」でございます。

以上の目的・役割を果たすため、本会議では、虐待防止のための啓発に関すること、情報提供及び情報交換を進めること、関係機関との連絡調整をすることなどを協議していただくこととなっております。

それでは、健康福祉部長から委嘱状を交付いたします。時間の都合もございますので代表して村上勇夫様に委嘱状をお受け取りいただきます。皆様には机の上すでに委嘱状をご用意させていただいておりますのでご確認ください。

3 あいさつ

【課 長】

それでは、磐田市健康福祉部長からごあいさつ申し上げます。

【部 長】

改めまして皆さん、こんにちは。本日は本年度第 1 回目の磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議にご出席いただきありがとうございます。今回は改選時期ということで何人かの委員の方が代わられましたが、目的や役割につきましては、先程、簡単ではありますが課長の方からお話ししたとおりです。

高齢者の現状ですが、昨年度末の当市の高齢化率は 25.3%、高齢者と言われる 65 歳以上の人口は 43,100 人に少し満たないぐらいでしたが、この上半期を過ぎたところだと、高齢者の人口は、43,805 人、高齢化率は 25.7%となっております。そのうち、75 歳以上の後期高齢者の方は 20,405 人おられます。

よく 2025 年問題といいますけど、団塊世代の方が、現在は高齢者の仲間入りをされてきて、この後、後期高齢者の仲間入りをされていきます。第 7 次の高齢者保健福祉計画の中では、2025 年には、高齢者の数が 47,533 人、それから、75 歳以上の方が 26,951 人ということで、最新の 9 月末現在の数値から推計をすると、もう少し、高齢者の方も後期高齢者の方も増えるのではないかと思います。

こういった状況の中で、高齢者虐待の対象者が増えてきているということもありまして、微増という状況となっております。現状については、後ほど担当のほうからご説明申し上げますが、去年は、30 件の通報相談があったうち、24 件が虐待と認定されております。

この会議の目的については、先程も説明がありましたが、高齢者虐待を無くしていこうということが目的であると考えております。今日は皆様の忌憚のないご意見を伺って、磐田市の高齢者虐待が無くなるようにご協力をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。本日は、大変お疲れ様です。

【課 長】

ありがとうございました。

ここで、簡単で結構ですので、自己紹介をいただきたいと思います。

名簿順に自治会連合会の村上様からお願いしたいと思います。それから、すいません。名簿の訂正をお願いします。4 番目の磐田警察署生活安全課の大石様となっておりますが、9 月に人事異動がありましたので、本日は渡邊雅能様にご出席いただいておりますので、名簿の訂正をお願いします。

それでは、村上様をお願いします。

(以降、名簿順に自己紹介)

【課 長】

ありがとうございました。次に事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局 3 名 自己紹介)

また、高齢者虐待防止の取組みには、地域包括支援センターの参加は必要不可欠であります。このことから、包括支援センター社会福祉士会議の虐待対応部会員にもて加わっていただいておりますので、併せてご紹介いたします。

(包括社会福祉士 3 名 自己紹介)

【課 長】

ありがとうございます。

4 会長・副会長選出

【課 長】

次に、会長、副会長の選出になります。

本会議の要綱では会長、副会長を互選し、会長が議事の進行をすることとなっております。委員の皆様が新たに委嘱されたところですので、要綱にもとづき、会長、副会長を選出していきたく存じます。いかが取り計らいましょうか。

【委員】

事務局一任。

【課長】

事務局一任の声がございましたが、そのように取り計らわせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声が上がる)

【課長】

会長には、磐田市民生委員児童委員協議会の杉山委員、副会長には静岡県司法書士会の花井委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いします。

(拍手多数)

【課長】

拍手多数ですので、会長には杉山委員、副会長には花井委員にお願いいたします。ありがとうございました。

【課長】

それでは、会長の杉山委員、副会長の花井委員には会長、副会長席をお願いします。

【課長】

では、お二人から一言筒、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

杉山会長から、よろしくをお願いします。

【会長】

ただいまご指名にあずかりました磐田市民生委員児童委員協議会代表の杉山と申します。

どうぞよろしくをお願いします。大変大きな荷物を肩に背負ってしまったという感じで、持病である肩こりが酷くならなければという懸念をしております。

もとより、こういうことには本当に不慣れな人間ですので、皆さんのお力をいただきながら務めさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【課長】

ありがとうございました。

次に花井副会長、よろしくをお願いします。

【副会長】

静岡県司法書士会の花井と申します。司法書士は成年後見人をやることがある関係で、参加させてもらっています。静岡県司法書士会といっても基本的には個人事業者で会を作っているだけなので、成年後見人に選ばれたといっても、あくまで個人個人がやっています。昨日の新聞に出たらしいのですが、福岡県で司法書士が逮捕されたようで、高齢者虐待というよりも横領は完全に犯罪なので、非常に恥ずかしい思いをしているのですが、こうしたネットワークの中で、怪しい後見人がいたら教えていただきたいです。今は専門職の後見人も危ない状況となっておりますので、気付いたことがあれば情報提供をいただきたいです。よろしくをお願いします。

【課 長】

ありがとうございました。

次に議事に入る前に配布した資料の確認をいたします。

ネットワーク会議の次第、リーフレット案、名簿、設置要綱、事例の紹介を配布させていただきました。

【課 長】

それでは、議事に入りたいと存じます。

議事につきましては要綱により、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願いいいたします。

【会 長】

それでは、暫くの間、議事進行をさせていただきますのでお願いします。それでは、最初に議事（1）平成26年度高齢者虐待発生状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、磐田市における高齢者虐待の発生状況について報告します。資料をご覧ください。

1 ページは、平成22年度から26年度の結果です。相談通報件数は、平成25年度は24件に減りましたが、昨年の26年度は6件増えて30件でした。相談があった内、社会福祉士会議で虐待ケースとして認定した件数は、表の2段目の通り24件です。

虐待の種別・類型は、身体的虐待が毎年、最も多くなっています。なお、一つの事案に虐待類型が複数あることもあるので、種別・類型の合計は、虐待件数とは合致していません。

2 ページは、相談・通報が誰からあったかを示すもので、表は過去5年間を、下の円グラフは26年度の結果を表しています。ここ数年は介護支援専門員・介護保険事業所職員からの通報が最も多く、次に、民生委員児童委員からの通報が多くなっています。

3 ページ（3）は、虐待をしていた者です。息子からの虐待が最も多い結果となっております。

下段の（4）は、虐待を受けていた方の介護度ですが、24件の内、約8割にあたる20件は介護認定を受けている方でした。

続きまして、地域包括支援センターの対応状況ですが、4 ページをご覧ください。26年度に地域包括支援センターにあった相談の総件数（右下）は、18,882件で、そのうち虐待関連の相談は（7の欄）260

件でした。

それに対し、「虐待事案として通報を受けた」とした件数は、5 ページ下段の高齢者虐待対応状況の⑤の欄で 30 件。そのうち、24 件は地域包括支援センターで訪問調査等を行って、虐待と判断した事例になります。

【会 長】

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

【委 員】

2 ページの相談・通報者について、平成 25 年度までは、家族・親族からの通報があったが、平成 26 年度は 0 件となっている。何か制度が変わったのか特異な状況があったのか伺いたい。

また、近隣住民・知人からの通報が少ないがこんなものなのか伺いたい。

【事務局】

家族・親族からの通報が 0 件であったということは、何か制度が変わった訳ではなく、たまたま 0 件であったということです。

近所からの通報は数が上がって来ていないということです。例えば、私の家から大声が聞こえたということがあった場合、日常的に親子喧嘩をしていることがあったりすると、どこまでを虐待と言っているか、逆に近所だと分かりにくいのかということもあると思います。常に静かな家で大きな声が聞こえたりすると、虐待ではないかと通報が上がってくる場合もあり、もっと言うと、助けを求めて近所の家に逃げ込んでくるようなケースが通報されることもあります。

磐田市の場合、民生委員さんが見守り活動を一生懸命やってくれていることもありますので、全国的に見ても、磐田市は民生委員さんからの通報が多くなっているという現状があります。以上です。

【会 長】

他に意見はありますか。

【会 長】

特になければ、ここで質疑を終了させていただきます。

【会 長】

つづきまして、(2) 高齢者虐待対応事例報告についての説明をお願いします。

【社会福祉士】

中部地域包括支援センターの横山です。よろしくお願いします。

今回は、虐待が起こっているケースではなく、虐待にならないように予防的に関わっているケースを報告したいと思います。

※ 事例報告については個人が特定される可能性が高いため割愛します。

【会 長】

ありがとうございました。

ただいま、説明がありました。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

【会 長】

特にないようでしたら、次にうつります。

【会 長】

次に、議事（3）平成 27 年度事業計画(案)について説明をお願いします。

【事務局】

平成 27 年度の事業計画につきましてご説明します。資料 6 ページをご覧ください。

主要事業としましては、一つ目は、「虐待防止事業の啓発」ということで、より広く虐待防止事業を知っていただくことで、抑止作用を期待するとともに、早期発見に繋がるため、啓発に努めてまいります。また、本年度中に高齢者虐待防止リーフレットを作成し、平成 28 年度に配布を予定しております。後ほどの議事（4）でも説明をさせていただきますが、5,000 部を作成し、民生委員、福祉委員、介護事業者、医療機関、交流センター、事業所等への配布を考えております。

二つ目は、「街頭キャンペーンの開催」を 12 月 3 日（木）のし午前 11 時から正午まで、アピタ磐田店で行います。チラシ、キャンペーングッズの配布を行います。キャンペーングッズはしっぺいのイラスト入りのボールペンを考えています。当日は、本日会場に掲示している、のぼり旗・タスキの着用をお願いします。この日に開催する目的ですが、12 月 4 日から 10 日が人権週間となっており、その啓発を目的とした人権擁護の街頭キャンペーンが同じく 12 月 3 日に開催されます。高齢者虐待防止は人権を擁護するということが共通しておりますので、今年度は、同日・同会場での開催を計画させていただきました。委員の皆様には改めて通知をさせていただきますが、時間帯が平日の午前中ということもありますので、ご都合の付く方をご参加いただきたいと思います。

三つ目は、「虐待防止ネットワークの連携強化」ということで、本会議のネットワークを強化し、いろいろな機関から情報を提供していただくことにより、早期発見、早期対応に繋げていくことができると考えております。

次に、会議の開催についてですが、本年度も 3 回の会議を予定しております。1 回目は本日、2 回目は 1 月に行う予定です。3 回目は 3 月に開催する予定であります。

2 回目、3 回目につきましては、現在のところ、資料に記載の研修会等を予定しておりますが、詳細につきましては現在調整しておりますので、内容が決まりましたら改めてお知らせいたします。

高齢者虐待防止に関するその他の取り組みとしては、広報 2 月号に「高齢者虐待防止」についての記事掲載する予定です。また、12 月 1 日から 12 月 7 日まで、磐田駅南北自由通路に高齢者虐待防止ポス

ターの掲示を行う予定です。以上です。

【会 長】

はい、説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問はありませんか。

【委 員】

ただ今の説明の中で、ネットワーク会議構成員から所属団体へ周知とありましたが、特にこの周知の方法はどのように考えているか伺いたい。

【事務局】

ネットワーク会議構成員の皆さんから、所属団体の皆さんへの周知ということになるのですが、本日の会議の中で磐田市の虐待の件数を報告させていただいておりますけど、これを、例えば、村上さんのところで自治会連合会の皆さんにどうやって知らせていったらよいかということは大きな課題となります。市で開催する会議として、皆さんに時間を取ってご出席いただいているものですから、どういう形をとることが良いか、こうした会議の場で議論して良い方法を見つけるだとか、広報いわたに記事を載せることを周知するであるとか、皆さんと話し合いができればと思います。

虐待は高齢者だけでなく、障害者や児童に関わることもあり、デリケートな部分もありますので、大きく啓発し過ぎることへの配慮も必要であるし、逆に周知を怠ると、虐待が見逃されることもあり、両方の部分を考えながら、各団体の皆さんに啓発できればと考えています。

【会 長】

ただ今の説明であつたとおり、皆で良い方法を考えようということですが、いかがでしょうか。

【会 長】

進行する立場で自分のことを発言するものなんですが、昨年度の会議でも虐待の発生件数が報告されました。私は、自分の所属する地区民児協の会合で、資料をコピーして配布し、自分なりの説明をしました。市の担当者に来てもらって説明をしてもらう方が良いかもしれませんが、そんな形で周知をすることも一つの方法だと思います。このような方法を皆で考えるということだと思います。なかなか難しいかとは思いますが。

【委 員】

リーフレットを作成して配布するというのですが、5,000部となると自治会への回覧はできないと思います。

【事務局】

この後の議事でもリーフレットの作成について協議いただくわけですが、今年度については、5,000部の予算を計上しておりますが、それを自治会の方で回覧するということになる、その分の予算を確保する必要もありますし、更に内容を抜粋してお金が掛からないものを作成して啓発していくとい

う方法もありますし、先程もお話ししましたが、広報いわたに啓発記事を載せていく方法であるとか、どれが一番効果的であるか考えてみたいと思っています。

それと、会長からのお話にもありましたが、各団体から高齢者虐待の啓発についての説明の依頼があれば、私たちの方で出向かせてもらうことも考えていきたいと思っています。

【会 長】

ただ今説明があったようないろいろな方法で周知をお願いしたいと思っています。それを協力していくのが私たちであると思っています。

どうでしょうか、この他にご質問があればお願いします。

【会 長】

この計画案につきましては、このとおりに進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【会 長】

はい、ありがとうございます。それでは、計画案の案を消していただきたいと思っています。

【会 長】

それでは、次に議事(4)リーフレットの作成について説明をお願いします。

【事務局】

リーフレットの作成についてご説明させていただきます。

先程の平成27年度事業計画の中でもご説明させていただきましたが、本年度中に作成し、来年度に配布をさせていただきます。

本日、皆様には、A3二つ折のリーフレットの原案を配布させていただきました。こちらは、あくまで原案であり、皆様の意見を伺いながら、内容・体裁を調整していきます。

従来、磐田市では、一般向けの高齢者虐待防止のリーフレットは作成しておりませんでした。

今回、作成を予定しておりますリーフレットは、関係者の方はもちろん、市民の方にも高齢者虐待防止について知っていただくことを目的として、従来のリーフレットよりも一般の方にも目に触れやすい内容に仕上げたいと考えております。

表紙には、高齢者の方、介護をしている方、地域の方、介護サービス利用の家族の方等に身の回りで起こっているこんなことも高齢者虐待かもしれませんということ呼び掛ける内容となっています。

中を開いていただくと、左側には、高齢者虐待の分類別に具体例を示し、下段には、認知症が虐待の引き金になることをグラフで示しながら説明を入れます。

右側には、上段に、介護負担をすることも虐待防止に繋がることから、サービスの利用についての案内が記載されており、下段には、地域での普段の繋がり・見守り等が虐待防止・早期発見に必要であることを説明しています。背表紙には、相談窓口の一覧表が掲載されています。

以上のような内容でリーフレットの作成を考えております。

内容や配布先につきまして、皆様からのご意見やご提案がございましたらよろしく申し上げます。

【会 長】

このリーフレットは、この会議で話し合っ作っていくということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、本日、皆さんにご覧いただいている資料は、最初のたたき台のものであります。

皆さんからのご意見をいただきながら内容を修正し、次回以降は、業者の手が加わった実際に配布するかたちに近いものをご覧いただいて完成させていきたいと考えております。

【会 長】

他にはどうですか。

【会 長】

それでは、他に意見等は無いようですので、ただ今の議事は終了させていただきます。

【会 長】

予定しておりました議事は全て終了し、ほっとしているところです。

ご協力ありがとうございました。

【課 長】

ありがとうございました。進行を会長から私へ移させていただきます。

今日は初回でお集まりいただきましたので、全体を通してでも結構ですし、日頃の皆様の活動の中で虐待についてお気付きの点など何でも構いませんので、何かご意見をいただければと思います。

いかがですかね。松田さん、いかがでしょうか。

この会議自体が、冒頭申し上げましたとおり、こうした関係機関のネットワークを作って、周知や早期発見、早期発見の体制づくりを目的としています。日頃の活動や先程の事例を聞いて、こんな仕組みがあれば良いのにねということがあれば、ご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【委 員】

何を答えて良いか分かりませんが、人権擁護について、我々のやっている活動については、特に子供さんたちに啓発活動を行っているのが圧倒的に多いです。今は学校では、小学校・中学校でいじめの問題が多いです。いじめをどうやって無くしていくか、減らしていくかということを中心にやっていくかということを中心にやっているものですから、年齢がずっと若いところで私たちの活動は行っておりまして、本来は高齢者や女性の問題も全て絡んでくるのですが、お子さんたちの支援にシフトしています。だから、私の頭の中も幼くなっています。

ただ、地元ではサロンをやっておりまして、ボランティアもやっています。

【課 長】

ありがとうございます。次に、岩瀬先生お願いします。

【委 員】

私の診療所にも認知症の方が見えます。老老介護の方もいれば、息子さんが介護している人もいます。つい最近あったんですけど、息子さんが介護している要介護4のおばあちゃんが同時に自殺された方がいまして、どういうことがあったのかなど、考察できておりませんが、普段の状態を見ると息子さんがお母さんのことをしっかりと介護されておるけども、何があったのかと、これも虐待の中に入るのかなと、お母さんに手をかけて、その後に自分が自殺するというかたちも虐待なのかなと考えております。それと、老老介護の人によく見られるんですけども、時々、息子さんとか娘さんがぽっとみえて、かなり厳しいことを言って帰られるようなんですね。その辺も虐待に繋がっているのかなあという印象があります。それを我々がどこまで突っ込んでいけるかという時間がないものですから、ここに書いてある連絡先に「調べてください」ということを連絡すればよろしいですね。そう考えていきたいと思えます。

【課 長】

ありがとうございます。次に安間さんお願いします。

【委 員】

保健所長の安間です。保健所では、精神保健の関係で高次脳機能障害の方等で虐待とは言いませんけども、分かることや発見等もある場合もあるものですから、その時、行政のこうしたネットワーク関わってくると思えます。よろしくをお願いします。

【課 長】

ありがとうございます。岡本さんお願いします。

【委 員】

社会福祉協議会の岡本です。私どもの事業で虐待に気付く場所っていうのがどこだろうと考えると、ケアサービスもそうですし、せいかつ応援クラブもそのひとつと言えましょうし、心配ごと相談もそのひとつではありますが、そういった部門をもっていますから、役割として、早期発見、早期対応に結び付ける部分を担っていきたいと思えます。先程の説明を聞いておまして、成果があがっていると思えました。説明の中では、昨年度は24件の虐待があつて、そのうち、まだ14件は残っているようですが10件の解決がされたようですが、その中で、自分が知りたいのは、実際にどういった困難事例があったかとか、個人の家庭に入り込む限界があるとするならば、どういった限界が存在するのかということまで説明に加えていただければ、自分でも虐待の解決までの難しさを理解できると感じました。

【課 長】

今のお話を聞いて、包括から何かあればお願いしたいのですが、松下さんいかがですか。

【委 員】

はい、そうですね。どんな困難事例がということですが、包括はこちらの実績のところ、困難事例の集計をあげさせていただいておりますが、本当に多岐の内容に渡っておりまして、例えば、最近では経済的な困窮の問題でありますとか、虐待において言うと、最近では、要介護者の方と働いていない無職のお子様の2人暮らしの家庭が特徴的にあります。特にその方たちが、男性で独身で働いていないということで、年金の中でお二人の生計を立てているというケースが包括の中でも、各7包括でケースをいくつも抱えております。虐待のケースとしてあがってきたときには、うちの包括にもあったね、ということがあります。そういった場合に、被虐待者の支援をするのですが、その中で、もちろんその方の命に関わるようなケースは、市と連携して保護であるとか措置を取っていくことはできると思いますが、ただ、それだけでは解決にならない事例がたくさんあります。つまり、虐待をしている方に支援が何もされていないということですね。その方が働けない理由が、例えば、本当は障害の手帳を取得する対象である可能性が高いけれども、取得に至っていない方であるとか、働けない疾患等がある場合に、制度に繋がっていく支援が包括の肩にかかってくるということがあります。

ただ、その場合に、虐待を受けている高齢者の方が認知症であったりすると、息子さんなり虐待をしている人と話をしていかななくてはいけないので、結局、被虐待者を守るという役割の包括が、制度に繋ぐというところでうまくいかず、困難になっているということも集計の数字の中にあがっているところなんです。いろいろな障害者の複合世帯であるとか、そうした問題が地域の中からも出てきて、潜在していたものが表面に出てきているのかなあとということが、現状の困難事例の内容であったり、本当にたくさんあるので代表例になります。私たちは、虐待の実務者マニュアルというものを作りまして、7包括が市と連携をしてやっていくので、本当に解決率が上がっていないことがあって力不足を感じていますが、マニュアルに沿って市と協議をしながら、解決に向けてやっていきたいと考えています。

【委 員】

今の話の中で、制度に繋ぐということがありましたね。働かない、働けない。

【委 員】

制度に繋がられる人は繋げていくのがいいと思うのですが。

【委 員】

その繋げるのも包括支援センターがやることなんですか。こういう制度を使ったらどうですか、ということを提示するのも包括支援センターの役割ですか。

【委 員】

話の中では、その辺りも情報提供をしたり、障害のほうであれば、磐田市には障害の相談支援セン

ターがあるものですから、連携を取って動いたりということはしています。

【委員】

障害があればそうした制度を提供してくださいと市のほうにも働きかけられると思うけど、若い人で働かない、収入が無いので問題になっていることはどうやって対処していけばいいのか。そこが虐待においては一番の問題であると思う。そうした問題はどこへぶつけるんですか。

【課長】

今年の4月に生活困窮者自立支援法が施行されて、新しい相談窓口が磐田市の福祉課の中に設置されたのですが、今言われたような方であるとか、いろいろな制度の狭間にいるような方がいらっしゃるの、そうした方たちの相談窓口として設置しました。ただ、切り口が生活困窮なので、例えば、親御さんの預貯金とか年金が十分にあって生活が成り立つとなると、生活困窮かどうかということになるのですが、親御さんの年金で生活が成り立っていたとすると、親御さんが亡くなってしまうと、残された方は、将来的に生活困窮に陥る可能性のある方ということで、就労支援等を含めて生活相談には乗るという窓口は設置したのですが、就労はご本人の意欲だとか危機感が動くかどうかということに大きく影響するので、それに向けての支援はしますけど、最終的にはご本人の気持ち次第というところもあって、今回の虐待のこともそうですが、危機的な状況にならないために、いろんな関係機関で見守りを継続するようなケースも少なくないです。障害も手帳取得に至るか至らないかというグレーのところにいる方も相当数いまして、そうした方の対応が難しいということが各現場で起きています。ただ、包括が市内で皆様と一番連携が取れているところで、障害の相談支援センターとか、生活困窮の相談窓口とか、いろいろな相談機関がありますので、そういうところと連携をしながら、対応に向けて進めているという状況です。

【委員】

相談窓口を作っているのはいいことだけど、一番の窓口で苦勞しているのは包括支援センターの職員ですよ。包括からの相談窓口への相談件数はどれくらいあるのか。紹介して相談窓口へ実際に行く人はどれくらいいるんでしょうか。

【委員】

集計はしていないので何人ぐらいっていうのは難しいですが、それこそ包括で無職の引きこもりの方に情報提供をしたからといって自ら動いてくださるということは殆どなくて、そこは包括と一緒に動いて繋げていくであるとか、そこまでも至れずに見守っているケースの方が多いかもしれません。

【委員】

包括支援センターを決して責める訳ではないが、せっき行政のほうで生活相談窓口を作っているのだから、それをもっと利用できるように、まず、実際に困っている人の支援が効果があるようにしていかなければならないと思いますが。

【課 長】

連携の実績としては、具体的な相談数は無いのですが、生活困窮窓口の方から包括のほうに相談させていただいたりとか、包括のほうから生活困窮窓口に、障害もそうですが、連携しているケースはかなりあります。

【委 員】

そうですか。それならいいですが。

【課 長】

ただ、解決までというとハードルが高いというのが現状です。

【委 員】

解決にもいろいろな結果があるのでね。こういうリーフレットを作る目的として、一般市民にもっと虐待の件数を表に出してくださいというのか、虐待の支援にあたっている包括支援センターのような窓口を周知することが目的なのか、目的は何ですか。

【事務局】

はい、こちらにつきましては、先程の説明でも申し上げましたが、今まで磐田市には高齢者虐待について、表紙に記載する内容であるとか、虐待の種類、相談窓口について、広く市民の皆様にも周知するためのリーフレットはありませんでした。市民の皆さんに高齢者虐待について知っていただき、どんな気付きをしていただいて、相談窓口に少しでも繋げていただきたいということもあります。

今までは、関係者向けにマニュアルのような資料を配っていたことはありますが、そうしたものよりも今回については、市民の方にも見ていただきやすい内容にしたいと考えています。

それと、今まで配布した実績のないようなところ、先程も申し上げました医療機関もそうですし、磐田市では見守りネットワーク事業ということで、多くの団体や事業所に加盟をいただいて見守り事業を実施していますが、そこに加盟をいただいている事業所にも配布をしたいと考えています。幅広くお配りして、啓発ということを目的として作成したいと考えております。

【委 員】

啓発することによって、市民からの通報は増えなければいけないと思うが、それは来年以降の課題であります。

それと、気になったのは、リーフレットの中に「虐待発生防止と早期発見のために地域で支え合う虐待が起きない地域づくり」とありますが、この地域づくりとは具体的にどのように考えていますか。

【事務局】

こちらにつきましては、地域で取り組んでいただけることとして、磐田市につきましては、民生委員さんからの通報が全国的な割合よりも多いということが示しておりますとおり、地域の中での見守りの目、ネットワークづくりということがそれぞれ地域の中で進めていただいていると思います。

ここでいう地域づくりは、普段からの見守りのネットワーク、繋がりをもとに、すでに皆さんの各地域の中で見守りの体制は作っていただいているかと思いますが、そうした体制の中に、高齢者虐待の気付きについても、リーフレットを通じて見ていただくことで、地域の気付きをこちらにいただければと考えております。

【委員】

まさに行政的な回答ですね。見守りの体制ができているということですが、我々から言わせれば何もできていません。何ができているのかなあとと思います。民生委員と自治会との繋がりもできてなくて、これから何とかしましょうねとやっているのだが、もし、ネットワーク作りが既にうまくできているという認識であればそれは甘いと思う。厳しい言い方だけでも。

【課長】

捕捉しますが、見守りネットワークということで、異変が起きた時に、市または包括支援センターへ通報を寄せていただくということは、平成24年ぐらいからスタートして相談件数や情報の提供の件数も継続して寄せられているという状況で、先程、近所の方からの通報が少ないということがありましたが、近所の方は何処へ通報して良いのか分からないとか、どうしていいのか分からないというのが現状だと思います。それを地域で民生委員さんや自治会長さんに伝えて、そこから包括に繋がってくるというのがひとつの流れになってきていると思うんですね。ですので、そういうものを再確認していただきながら、作ってある流れをよりしっかりしたものにしていくということで、ネットワークを繋げていくということも思っています。

【委員】

私は豊田包括ですが、豊田は民生委員さんからの通報件数が高いです。民生委員さんに虐待の通報をいただいているのですが、民生員さんが虐待を発見しているケースばかりではなく、地域の方が民生委員さんに言ってくださって、民生委員さんから「地域の方から聞いたよ」と言って繋げていただくケースが豊田では多いです。ただ、そういった時に、地域の方も声は聞こえるけども、これが虐待かどうかというところが不安なので、自分では通報しない。ここは、やっぱり民生委員さんに心配なお家があるよ、ということ声を掛けてくださっています。このリーフレットを作るときも、私たち虐待対応部会として、包括も協力させていただいているのですが、他人ごとではなく、こういうようなことが現実にあるんだということを皆さんに見て感じていただきたいということがありまして、表紙は大きく変えたんです。この表紙は、各立場の人たちが、どういうことを感じていらっしゃるかということ、具体的に心にグッと入ってくるような表現にできないかということで、皆で考えてこのようなかたちになりました。やはり包括は通報を受ける場所で、包括がどんどん発見できれば良いのですが、そんなことは私たちの体制では無理なんですね。なので、ここに来ていただいている委員の皆様が心配であるという目を持っていただいて、私たちに繋げていただきたいと、そうしたネットワークが、今、もし出来ていないとしても、でも、確実に出来てきてはいると思うので、もっと強くなっていくと、私たちとしては、動きやすくありがたいと、現場としてはそのように思います。

【課 長】

よろしいですか。ありがとうございます。齋藤さんお願いします。

【委 員】

磐田市の高齢者の介護相談員をさせていただいております。常々感じていることは、磐田市にある約 60 ぐらいある施設を回らせていただいておりますが、やはり利用者が高齢者ということで、人間として尊厳を持って扱われているかどうかということに気を付けて声掛けをしながら見守っています。

先程、包括の松下さんからあった虐待のマニュアルを作って取り組んでいることはとても良いことだと思いました。それと、早期発見ということについては、事例の発表をいただきましたが、予防が何事も大事だと思いました。防災にしても何事も予防が大事です。見守り体制についても、高齢者の意思が尊重されているかということに注意しながら現場を回らせていただいておりますが、具体的には 2 つ見えています。ひとつは身体的虐待を受けているかいないかということです。もうひとつは心理的虐待を受けているかいないかということにメンバーで見せていただいております。人間として、私たちの大先輩ですよね、高齢者って。そうした方々が、生き生きとして、自立に向かっているように各施設の職員が努力しているか見させていただいております。

本日の資料のデータに上がってくる件数以上に、包括さんのほうで対応してくれていると思います。

今、相談員として関わらせていただいておりますが、虐待については相談を受けておりません。何か気になることがあれば、すぐにその場で職員に窺います。身体拘束について確認したことがありましたが、それは家族と施設で話し合って書面も交わして意思疎通ができていたということが 1 件ありました。職員の方々が一生懸命働いていて、いつも頭の下がる思いです。以上です。

【課 長】

ありがとうございます。鈴木施設長お願いします。

【委 員】

磐田市の老人ホーム楽寿荘の施設長をしております鈴木です。虐待等で養護老人ホームに入所する人がいます。それと、65 歳以上で経済的に苦しい、なおかつ病気等で生活ができない方、介護と自立を目指しているが経済的に苦しいという背景がある方がいます。そうした背景の人の中には虐待が原因で入所する方もおまして、精神的なショックを受けて、家族と離れてきて家に帰りたくないというケース、そういう方もいれば、認知症が進んで家に帰りたくないという人もいます。

こういったネットワークで、早期発見ですね、非常事態が起こらないように掘り起しをする場合、個人情報やプライバシーを民生委員に伝えるのもなかなか難しいですよ。勇気を出して伝えてくださいということが課題かなと思います。地域包括支援センターの役割も重要だと思いますが、そこまでどうやって情報が来るか、民生委員の方は本当に一生懸命やっただいただいておりますが、その民生委員さんにどうやって情報を集めていくかということが大事です。啓発をしていくことが必要です。

私どもは、虐待を受けて精神的なショックを受けている方を施設でどう受け入れていくかということもありますけど、早期発見、掘り起しということが重要だと思います。以上です。

【課 長】

ありがとうございました。次に、松下さんお願いします。

【委 員】

虐待は、掘り起しは個人情報の問題もありますので、非常にハードルがあることは分かっていますが、初動的に関わっていただけるのは、地域における民生委員さん、自治会長さん、班長さん、それから医療機関で診察していただいている先生方も予防的に関わっていただいていると思うんですね。そこから深刻な事態にならないように、これからもこのネットワークの中で関わらせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

【課 長】

ありがとうございます。部長お願いします。

【委 員】

虐待の防止そのものは、個人的な考えですが、個人の意思が最初だと思うんですね。回りからネットワークとか整備しても、結果的には個々の問題なので、その部分の意識の啓発というかですね、そこが一番大切だと思います。その先の中で、状況として起こる可能性があるものを未然に情報を得て防いでいくだとか、相談ができるだとか整理が必要ですが、やはり、こういうことが虐待なんだとか、こういうことが虐待に繋がるんだとか、個々の意識が一番大事だと思いますので、そうした啓発も並行してやっていく必要があると思います。そういう部分からすると、こうしたリーフレットみたいなものも個々の意識の啓発には必要かなと思いますし、みんながそういう意識になっていけば、わざわざこういうものを作らなくても、地域の中で、隣近所でそういう意識があれば、少しおせっかいかもしれないけど通報を、という人も出てくるかもしれないし、そういったものも啓発するようなリーフになるように考えていきたいなと思います。この会議が正式には後 1 回で、その後にリーフレットが出来上がってしまうようなので、今日いろいろお話をした中で、帰った後でも構いませんので、事務局のほうへ意見をどしどしいただければと思います。そうした意見をいただければ、次回にはそれを反映したものを皆さんにお示ししていきたいと思います。

【課 長】

ありがとうございます。次に花井さんお願いします。

【花井副会長】

経済的虐待について、もともと成年後見制度が始まったころは、裁判所から親族が後見人として選ばれることが圧倒的に多かったです。そこで何が起こったかという、親族が親の預貯金を使ってしまい逮捕されるということがそれなりに出たんですね。相続が発生したりすると、裁判所がいいかげんな親族を選んでしまうと、裁判所が訴えられてしまったりとか、裁判所の立場が無いので、それを防止するために、専門職が後見人になるという比重が増えているんですが、専門職が横領するというケースが増えています。

後見制度って認知症になっている人の5%しか使っていないです。結局何が起きているかという、真面目に後見人を付けた親族は横領で逮捕されて、後見制度なんか使わずに親の貯金使いたい放題でやってる人がお咎めなしってことになっているので、行政とか法的な立場で関わる場合は、どのレベルで経済的虐待なのかということをよくよく検討しておかないと、お金がたくさんあって、子供がそれを使ってしまって家庭が回っているから見守りましょうとしていると、いつかお金が無くなってしまった時に、いつか遠方に住んでいる親族とかから、行政は何をやっていたんですかとか言われてしまうことになってしまうので、見守りの際には、是非お金の動きには注意してもらって、後で何か言われなような対応が必要です。

私が1件やった案件でも、障害者の方の後見人をやっているのですが、お父さんが死んでしまっていて相続財産を調べたら全部どこかの親戚が使ってしまったいて、返してもらうのに骨を折ったということがありましたが、話を聞くと、市役所の方が来て通帳を渡されたから自由に使って良いとおもったようなことを言っていたので、一般の方の感覚だと、親のお金や預かったお金は自分のものだということになってしまうので、こういった立場で判断するか気を付けた方が良いかもしれません。

【課長】

議事が終わった後で皆さんにご意見をいただいております。今年度、後1回会議を予定していますが、虐待のネットワークが機能するようなかたちを考えていますので、今日お集まりの皆さんは、福祉課のいろいろな会議でもご一緒させていただくことも多いかと思っております。お世話になることも多いと思っておりますので、お気づきの点があればお話しいただければと思います。

これで閉会とさせていただきます。貴重なお時間をありがとうございました。